## 議 案 第 93 号

## 大阪市社会福祉研修・情報センター条例の一部を改正する条例案

大阪市社会福祉研修・情報センター条例(平成14年大阪市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条中「者は」を「者は、市規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条の規定による使用料の納付の 義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可(以下「使用許可」 という。)を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があると きは、この限りでない。

第8条中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第1号中「第6条の許可(以下「使用許可」という。)」を「使用許可」に改める。

第10条中「の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。」を「を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)」に改める。

第11条中「市規則で定める使用料を納付して」を削り、同条に次の1項を加える。

2 附属設備を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者)は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。 第12条を次のように改める。

(使用料の納付の時期)

第12条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

第14条ただし書中「ただし」を「ただし、市長は」に、「ときは」を「ときは、市 規則で定めるところにより」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第 1号中「使用者の責めに帰すことのできない」を削り、「施設」を「施設又は附属設 備」に改め、同条第2号中「施設の使用を開始する前」を「市規則で定める日まで」 に改め、同条中第3号を次のように改める。

- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき 附 則
- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大阪市社会福祉研修・情報センター条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第2項、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、改正後の条例第6条第1項に規定する施設(以下「施設」という。)の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

## 説明

社会福祉研修・情報センターの使用許可の要件並びに使用料の納付の義務を負う者の範囲、納付の時期及び還付の方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

∫傍線は削除 太字は改正

## 大阪市社会福祉研修・情報センター条例(抄)

(使用の許可)

- 第6条 別表に掲げるセンターの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、市規 **則で定めるところにより**、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条の規定による使用料の納付の義務を負う ときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可(以下「使用許可」という。)を行わなけ ればならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、 使用許可

その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可(以下「使用許可」という。)を受けたとき

(2)-(3) 省略

(使用料)

第10条 施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)

を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の

は、別表に定める使用料を納付しなければな

使用許可を受けた者(以下「使用者」という。))

らない。

(附属設備の使用)

第11条 使用者は、市規則で定める使用料を納付して附属設備を使用することができる。

2 附属設備を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者)は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付の時期)

第12条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、 市規則で定める日までに納付しなければならない。

後納することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することが<u>ある。</u>

できる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により施設又は附属設備を使用

することができなくなったとき (2) 使用者が施設の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理 市規則で定める日まで 者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき